



2006. 3. 14 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行

<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kitunion/>

3月分給与(3/17支給)から

**基本給が 0.3% (平均1500円) 引き下げ、
配偶者手当が500円引き下げられます。**

他大学法人ではみられない**全職員の平成17年度収入の純減**

という処遇に対して、法人当局に怒りをしめそう。

法人当局は、人事院勧告の減額部分のみをそのまま実施することしか示さず、他大学法人でおこなわれている教職員への痛みを少しでも和らげる工夫をまったく示せない、示すことができない、要求してもタテに首をふることはありませんでした。これでは、労働者の意欲を低下させるだけです。

組合としては、就業規則改定案とともに労働基準監督署に提出される意見書として、不利益変更に対する抗議の意思を述べるとともに、平成18年度改定案を撤回させるべく、引き続き当局と交渉にあたります。

一協議は、平成18年度からの給与構造改革の議論へー

改定案どおり、基本給表が全面的に改定されると、**月給 (平均4~5%、約2万円減)** だけでなく、**昇給幅がゆるやか**になります。これにより、**ボーナスや退職金**も含めて生涯賃金が大きく下がります。例えば、

5級20号俸の教授の例：

2006年	3月	572,400円	(2006年2月の0.3%減)
	4月	538,300円	(H.17年4月に昇給した場合)
2007年	1月	541,600円	(3号昇給：勤務状態良好の場合)
2008年	1月	544,400円	(3号昇給)
2009年	1月	547,000円	(3号昇給)
			:
2014年	1月	557,800円	(3号昇給) (俸給表の最高額)

実際には、**572,400円**の月額が保障されるが、俸給表の最高まで昇給しても、改定前の額には及ばない。※

※現給保障の期間は人事院勧告では5年ですが、公務員の場合5年経てば現給保障開始前の俸給を上回るのに対して、大学法人職員の場合、若い教職員をのぞいては5年経っても上回らない人が多く、将来にわたって大きな減収となります。子どもの教育資金、住宅ローンなどを考えると、深刻な問題です。

国家公務員の給与改定が大学法人教職員に機械的に適用されているのでしょうか。法人化や組織改革にともなう本学職員の減員や過重労働を正しく評価すべきです。

緊急アンケートへの回答を至急、ご返信ください。

